

発議案第 8 号

七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 1 2 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

提出者

七飯町議会議員 中 川 友 規

賛成者

七飯町議会議員 上 野 武 彦

〃 佐々木 陵 二

〃 川 村 主 税

〃 稲 垣 明 美

〃 澤 出 明 宏

七飯町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

七飯町議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。